

# 野洲市こどもの家

## 持続ある運営を考える委員会（第2期）

(案)

### 提 言 書



平成 29 年 6 月

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（第2期）

## 目 次

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| 1. はじめに .....                                   | 3  |
| 2. 土曜日保育のニーズ及び課題 ～平成 28 年度のアンケート Vol2 から～ ..... | 4  |
| 3. 土曜日開所に向けての提言 .....                           | 5  |
| 4. 土曜日保育の具現化（案） .....                           | 7  |
| 5. おわりに .....                                   | 9  |
| 6. 委員名簿（第 2 期） .....                            | 10 |
| 7. 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会 .....                  | 11 |
| 8. 委員会規則 .....                                  | 12 |
| 9. 委員会資料 .....                                  | 14 |

## 1. はじめに

野洲市のこどもの家（学童保育所）については、他市に先駆け、平成 23 年度末には小学校 1 年生から 6 年生までの全ての利用希望児童が利用できるよう施設整備（利用定員 1,080 名）を完了するとともに、待機児童の解消を図り、更には、平成 25 年 5 月の本委員会（第 1 期）からの提言書に基づき、「指導員の確保と適正化について」「保育システムのあり方について」「受益者負担のあり方について」「子ども達の育ちと保育について」の 4 つの視点から、持続可能な安定した運営基盤を図るための取り組みを実施されてきました。

こうした取り組み実績を踏まえ、平成 27 年度のアンケート結果では、85.5%の利用者が「満足」又は「普通」と回答されています。また、経営面においても事業費（総事業費から国及び県からの補助金と特別支援児に係る費用を差し引いた費用）に対する税負担の割合が、平成 25 年度決算額では 67.3%であったものが、平成 28 年度決算見込額では 44.0%と、目標としていた 50%を超える見込みとなっています。このデータからも持続ある運営に向けた取り組みに対し、一定の評価ができるものと考えられます。

他方、同アンケート結果では、14.5%の利用者が「不満」又は「やや不満」と回答していることも看過することができないデータであります。その不満等の理由としては「土曜日保育」に係る理由が最も多く、多様化する就労形態等による土曜日保育のニーズが高まってきているものと考えられます。

そこで、本委員会では、こどもの家の安定した運営に一定の目途がたったことを踏まえ、新たな保育サービス（土曜日保育）について、調査検討を行い、土曜日保育の実施に向けた提言書としてとりまとめました。

今後、こどもの家のより一層の発展を図るうえで活用されることを期待します。

平成 29 年 6 月 23 日

野洲市長 山 仲 善 彰 様

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会  
委員長 藤 池 聡

## 2. 土曜日保育のニーズ及び課題 ～平成 28 年度のアンケート Vol2 から～

平成 28 年 10 月及び 12 月に実施したアンケート（ニーズ調査）結果から土曜日保育のニーズや課題等を検証する。

なお、本アンケートは平成 29 年度こどもの家利用申込み世帯に対し、土曜日保育の利用希望の有無から利用期間、利用時間或いは料金などについて項目毎にアンケート調査を実施し、699 世帯の保護者（H29 年度こどもの家の利用予定世帯の 99%）から回答を得ている。

土曜日保育を利用希望する世帯は 46%（324 件）であり、学区別では大きな偏在性はなく、最も利用希望率が高い地域は北野学区で 51.9%、反対に最も低い地域は野洲学区 38.4%となっている。他方、平成 29 年度のこどもの家を利用する児童のうち保護者がシフト勤務や恒常的に土曜日勤務の保護者であって、かつ、土曜日の昼間に児童を養育することが困難と思われる割合は 13.8%である。このことから、利用希望者と土曜日保育が必要な世帯（児童）とはかい離幅が大きく、こどもの家の設置趣旨や近隣市の状況等を鑑みたなかで、利用者数の的確な把握が必要である。

次に、土曜日保育の利用希望時間は、基本保育時間（8：30～18：00）が 59.9%、延長を含む時間（7：30～19：00）が 40.1%となっており、多くの利用希望者が延長保育を希望している現状である。また、利用希望負担額（基本保育時間ベース）については、土曜日保育を希望する世帯のうち 500 円/月～1,000 円/月が 20.7%、3,000 円/月～4,000 円/月が 19.8%、1,000 円/月～2,000 円/月が 19.1%、2,000 円/月～3,000 円/月が 17.9%となっている。この 4 区分で全体の 77.5%を占めており、各区分がおおむね同程度の率となっており、先の保育希望時間と併せて利用者の利便性を図りつつ、保育料と市税負担との適切な費用バランスを確保する必要がある。

利用頻度については、土曜日保育を希望する世帯のうち月当たり 1～2 回程度が 76.4%、毎週利用したい希望者は 23.6%となっており、恒常的な利用よりも不規則な利用が多いと推測される。こうした不規則な利用者の対応が課題となる。

また、合同保育については、土曜日保育を希望する世帯のうち 1～2 箇所での合同保育の希望率が最も高く 44.4%となっており、合同保育そのものを希望する割合が 82.1%と肯定的に捉えている世帯が多く、なかには「色々な学区と交流できる方がよい。（視野が広がる）」との意見もあった。このことから、合同保育については一定の保護者理解は得られると考えられるが、開所場所や開所数について十分な検討が必要である。

最後に、本アンケートの結果を踏まえ、こどもの家の運営にあっては、指導員の確保が大きな課題であることから、運営主体者の意見等についても十分な聞き取りを行うことが不可欠である。

### 3. 土曜日保育に向けての提言

こどもの家の運営面の安定化を踏まえ、本事業の主旨である「保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供すること」を鑑みたなかで、多様化する就労形態に対して可能な範囲で土曜日保育を実施していくことが望まれる。

また、土曜日保育の実施にあたっては、持続ある運営を図るためにも保育料と市税負担との適切な費用バランスを確保することが必要であり、そのためには利用者数を的確に把握するとともに利用実態に応じた施設や開所時間等の設定を行うことが望ましい。

更には、保育料や延長保育料の設定にあたっては既述の適切な費用バランスを確保したもとで、可能な範囲で利用者の負担の軽減を図ることが望ましい。

以上のことを踏まえ、次の項目毎に提言するとともに、次項の「土曜日保育の具現化（案）」を提案する。

#### ①. 利用日について

- 土曜日の昼間に児童を養育することが困難と思われる割合が 13.8%であることから、毎土曜日の開所が望ましい。ただし、保育の質を確保したなかでの運営が必要不可欠であることを踏まえ、年度末のクラス替え等、臨時的な休所が可能となる制度設計が望ましい。

#### ②. 利用時間について

- 多くの利用希望者が延長保育を含めた土曜日保育を希望していることを踏まえて 7：30～19：00 までの保育とすることが望ましい。

#### ③. 利用期間及び単位について

- 効率的な運営を図るため、利用者数を予め把握することが必要であることから、利用期間は基本保育期間として、月単位での利用とすることが適当と考える。ただし、1～2 回/月の利用者も利用できる制度とすることが望ましい。

#### ④. 保育形態について

- 効率的かつ柔軟な対応が可能となる 1 施設での運営が望ましい。

#### ⑤. 利用定員について

- 的確な利用希望者の把握に努めるとともに、効率的な運営を図るため、定員を設けることが望ましい。

#### ⑥. 申込み関係について

- シフト勤務や臨時的な利用者を可能な範囲で利用できるような制度が望ましい。

#### ⑦. 保育料について

- 保育料と市税負担との適切な費用バランスを確保することが必要である。

- ⑧. 延長保育料について
  - 保育料と市税負担との適切な費用バランスを確保することが必要である。
- ⑨. 昼食及び間食（おやつ）について
  - 利用児童の安全を最優先し、食物アレルギーの児童等を考慮した仕組みが望ましい。
- ⑩. 指導員について
  - 基本保育と同様の保育サービスを提供できる体制が必要である。
- ⑪. その他
  - 特別支援児への対応についても、基本保育と同様の保育サービスを提供できる体制や仕組みを構築する必要がある。
  - 土曜日保育の実施にあつては、運営主体者と保護者間において適切な利用ルールを定めることが望ましい。

#### 4. 土曜日保育の具現化（案）

| 項 目       | 内 容                                                             | 備 考                                                                                            |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①利用日      | 毎土曜日                                                            | ・ ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までに係る土曜日及び 3 月 31 日の土曜日は除く。 |
| ②利用時間     | 基本保育 8 : 30～18 : 00<br>(延長オプション 7 : 30～19 : 00)                 | ・ 早朝保育（7:30～）、夜間保育（～19:00）は延長保育として実施する。                                                        |
| ③利用期間及び単位 | 基本保育（通年・季節）を申込みした期間、かつ、月単位                                      | ・ 月額延長保育の利用と同様の取扱いとする。<br>・ 臨時的（単発）ニーズは他事業の対応とする。                                              |
| ④保育形態     | 合同保育（1 施設で実施（1～3 支援単位））                                         | ・ 変動する利用者に対し、柔軟に対応できる体制とする。<br>・ 開所施設は、利用者の通勤等に配慮した施設（野洲又は北野）とする。                              |
| ⑤利用定員     | おおむね 40 人/支援（最大 3 支援単位）<br>※最大利用定員 通年期間おおむね 80 人、季節期間おおむね 120 人 | ・ 変動する利用者に対し、対応可能な範囲とする。                                                                       |
| ⑥申込関係     | 利用を希望する月の初日の 14 日前までに所定の様式で申込み<br>ただし、その日が閉庁日であった場合は、前日の開庁日とする。 | ・ 申込みルールは基本保育と同様とする。<br>・ 学童保育所の主旨に鑑み、真に必要なとする方のみ利用とする。（就労証明書の添付）                              |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦保育料             | <b>2,500 円/月</b><br>ただし、季節保育を利用している場合には、8月夏を除いて、 <b>1,250 円/月</b> とする。                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 季節保育の4月・7月・12月・1月・3月は利用可能日が概ね1回/月程度であることから、月額保育料の1/2とする。</li> <li>・ 保育料 2,500 円/月はおおむね基本保育料（4,400 円/月）から算出した半額分とし、アンケート調査における利用頻度 1～2 回/月に対応した額とする。</li> <li>・ 兄弟・所得減免等は、基本保育と同様との取扱いとする。</li> </ul> |
| ⑧延長保育料           | <b>月額延長保育料</b><br><b>1 時間当たり 500 円/月</b><br><b>（早朝延長の場合は 30 分当たり 250 円/月）</b><br><b>緊急延長保育料</b><br><b>400 円/時間</b><br><b>（早朝延長の場合は 200 円/30 分）</b>                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長保育は月額延長保育と緊急延長保育を実施する。</li> <li>・ 月額延長保育料のうち、季節保育の4月・7月・12月・1月・3月は利用可能日が概ね1回/月程度であることから、月額保育料の1/2とする。</li> <li>・ 緊急延長保育料は、従前の制度における料金とする。</li> </ul>                                               |
| ⑨昼食及び<br>間食（おやつ） | <b>昼食及び間食は持参</b>                                                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間食は運営主体が定める一定金額以下に限るものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                |
| ⑩指導員             | <b>施設に所長級指導員を1名以上、かつ、基準どおりの職員数による保育の実施（シフト制）</b>                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                               |
| ⑪その他             | <b>運営主体は次のことを実施する。</b><br><b>① 合同保育を行うにあたっては、利用児童の情報共有を図り、通常保育と同様の保育の実現に努めること。特に特別支援児の対応については細やかな対応に努めること。</b><br><b>② 保育活動にあたっては、隣接小学校や地域住民と連携を図り、通常保育と同様な保育を図れるよう努めること。</b><br><b>保護者は次のことに努める。</b><br><b>① 送迎は保護者等が行うこと。</b><br><b>② 合同保育に協力をする。</b> |                                                                                                                                                                                                                                               |

## 5. おわりに

本委員会では、新たな保育サービス（土曜日保育）を実施するにあたり、保育料と市税負担との適切な費用バランスを前提に様々な課題を検証し、解決策や具現化に向けた枠組み（案）等について提言としてまとめました。

保育に対するニーズは様々であり、全てのニーズにお応えすることは非常に難しいところではあります。そうしたなか、土曜日保育の具現化に向け、委員会としての一定の方向性はお示しできたのではないかと考えます。

今後、本提言が、より熟度が高い計画となり、様々な保育ニーズにお応えできる制度となりますことを期待して提言の結びとします。

## 6. 委員名簿（第2期）

### 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会名簿（第2期）

（平成29年4月1日現在）

委員任期：平成29年4月1日～所掌事務について市長に意見を述べる日

|                             |   | 氏 名    | 所 属 等                              |
|-----------------------------|---|--------|------------------------------------|
| 第3条第2項第1号委員<br>(学識経験のある者)   | 1 | 西川 照美  | 滋賀県社会保険労務士会代表                      |
|                             | 2 | 大石 孝太郎 | 滋賀県中小企業診断士協会代表                     |
| 第3条第2項第2号委員<br>(教育関係者)      | 3 | 大西 理花子 | 野洲市校長会代表<br>(祇王小学校校長)              |
|                             | 4 | 藤池 聡   | 前三上小学校校長                           |
| 第3条第2項第3号委員<br>(保護者代表)      | 5 | 奥 郁子   | 野洲市学童保育連絡協議会代表<br>(祇王第一こどもの家保護者会長) |
| 第3条第2項第4号委員<br>(公募委員)       | 6 | 原田 直樹  | 公募                                 |
| 第3条第2項第5号委員<br>(市長が必要と認めた者) | 7 | 石田 達   | 野洲市自治連合会代表<br>(比留田自治会長)            |
|                             | 8 | 辻川 眞由美 | 野洲市民生委員児童委員協議会代表                   |

## 7. 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会

| 委 員 会                         |                   | 出席委員 | 内容                                                                                                                                     |
|-------------------------------|-------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日時                            | 場所                |      |                                                                                                                                        |
| 平成 29 年 5 月 22 日<br>10 時～12 時 | 市役所本館<br>第 2 委員会室 | 全委員  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長及び副委員長の選出について</li> <li>・ こどもの家の安定した運営基盤に向けての取り組み状況について</li> <li>・ 保育サービスの拡充について</li> </ul> |
| 平成 29 年 6 月 23 日<br>10 時～12 時 | 市役所本館<br>庁議室      | 全委員  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育サービスの拡充について</li> <li>・ 提言書の提出（予定）</li> </ul>                                                |

## 8. 委員会規則

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会規則

平成24年11月5日

規則第29号

改正 平成25年3月29日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市こどもの家条例（平成17年野洲市条例第27号）第12条第2項の規定に基づき、野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) こどもの家の事業に関すること。
- (2) こどもの家の指定管理者による管理及び業務に関すること。
- (3) こどもの家の入所対象児童及び入所許可基準等に関すること。
- (4) こどもの家の保育料の額等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がこどもの家の運営上必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) こどもの家に入所している児童の保護者
- (4) 市民（こどもの家に入所している児童又は入所を予定している児童の保護者及び同居の親族を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務について市長に意見を述べる日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代

理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が当たる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、原則公開とする。ただし、委員長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
- (3) 議案に個人情報が含まれる場合

(傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の用紙に自己の住所氏名を記入し、係員の指示及び傍聴人の守るべき事項を遵守しなければならない。

- 2 傍聴人の定員は、会場等の規模に応じて委員長がその都度定める。この場合において、傍聴人の数を規制する必要があるときは、先着順とする。
- 3 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等により撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 4 傍聴人が前3項に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

(平25規則2・一部改正)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 9. 委員会資料

### ①. 5月22日（月）の資料

- 資料 4 平成 29 年度 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会  
報告事項・調査検討事項  
野洲市こども課 H29.5.22  
……………別紙
- 平成 29 年度 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会  
【補足資料】  
野洲市こども課 H29.5.22  
……………別紙

### ②. 6月23日（金）の資料

- 資料 1 平成 29 年度 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会  
調査検討事項  
野洲市こども課 H29.6.23  
……………別紙
- 第 1 回 委員会 修正版  
……………別紙
- 平成 29 年度 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会  
【補足資料】  
野洲市こども課 H29.6.23  
……………別紙
- 資料 2 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（第 2 期）  
提言書 （案）  
平成 29 年 6 月  
野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（第 2 期）  
……………別紙